

「同じ災害、違う支援」～竜巻被害から見る制度の境界線

2025年9月5日、台風15号の接近に伴い、静岡県内で竜巻が発生しました。特に牧之原市周辺では、推定風速約75メートルという国内でも最大級の強さを記録し、人的・物的に大きな被害が出ました。

この災害による被害は、県内13の市町に広がり、大雨の影響も含めると住宅被害は合計2,359棟にのぼります(2025年11月7日時点)。中でも牧之原市はもっとも深刻で、負傷者は73人、住宅被害は1,345棟と、県全体の半数以上を占めました。

●国の「被災者生活再建支援制度」

牧之原市には、2025年9月30日に国の「被災者生活再建支援制度」が適用されました。この制度は、自然災害により住宅が全壊等の著しい被害を受けた世帯に対し、最大300万円の支援金を給付するものです。

財源は都道府県が拠出する基金で、給付額の半額を国が補助します(東日本大震災では5分の4を補助)。支援金は基礎支援金(被害程度に応じて最大100万円)、加算支援金(住宅の再建方法に応じて最大200万円)の2段階で支給されます。持ち家・賃貸を問いません。

対象となるのは、住宅が全壊、大規模半壊、またはやむを得ず取り壊した半壊世帯、及び長期避難世帯で

【静岡県の「被災者自立生活再建支援補助金】

対象者	住宅が全壊等の被害を受けた静岡県の住民
対象になる自然災害	国の「被災者生活再建支援制度」の対象とならない自然災害
支援内容	「被災者自立生活再建支援補助金交付要綱」に基づき、支援金を支給する(基礎支援金 最大100万円、加算支援金 最大200万円)
適用対象	<ul style="list-style-type: none">・全壊(全焼・全流失)世帯・住宅が半壊し、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯・災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯(長期避難世帯)・住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ住宅に居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)・住宅が半壊し相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(中規模半壊)
財源	全額を静岡県が負担

す。中規模半壊世帯は加算支援金のみが対象となります。

なお、単身世帯の場合、支給額は上記の4分の3となります。制度の適用には要件があり「一市区町村で全壊世帯が10棟以上」等が条件です。牧之原市では全壊住宅が73棟に達したため、制度が適用されました。

●静岡県の独自支援「被災者自立生活再建支援事業」

一方、同県の吉田町では全壊住宅が3棟にとどまり、国の制度の適用条件を満たさなかったため、支援の対象外となりました。同じ災害であっても地域ごとの被害棟数により支援の有無が分かれることがあり、支援格差が生じる原因となっています。

こうした課題に対応するため、静岡県では1999年から「被災者自立生活再建支援事業」を恒久的に運用しています。この制度は、国の制度が適用されない災害で被災した県内世帯に対し、国制度と同水準の支援金を給付するものです。

その結果、吉田町をはじめとする他の市町でも、制度の谷間に落ちることなく支援を受けることが可能となっています。

●支援制度の課題、都道府県の対応

国の制度が適用されないケースで

は、地方自治体による補完的な支援が重要になります。2025年11月1日時点で、全国43都道府県が独自の被災者支援制度を整備しており、そのうち32都道府県で最大300万円の恒久的な支援制度が運用されています。しかし、独自制度を持たない自治体も存在します。

地震や水害など広域災害では国の制度が適用されやすい一方、竜巻のような局地的災害では、全壊棟数が少ないと制度の適用が難しい場合があります。そのようなとき、都道府県の独自制度が被災者の生活再建にとって大きな支えとなります。

災害はいつ、どこで起こるかわかりません。日頃から、自分の住む地域の支援制度についても確認しておくことが大切です。

●火災保険の「風災」で備える

公的支援制度は心強い存在ですが、支援には限界があります。やむなく解体しない限り、半壊住宅であっても支援の対象外となりますし、全壊など深刻な被害であっても、支援金は最大300万円にとどまります。

住宅ローン返済中に被災した場合、家計への影響は深刻です。こうしたリスクに備える手段として、火災保険の「風災」補償があります。竜巻や突風、旋風等による被害は、この補償の対象です。

近年、火災保険料の引き上げが続いているが、それでも「風災・ひょう災・雪災」部分の保険料は、複数の保険会社で木造住宅は年2,000円台、マンションは年100円台といった水準です(※)。

昨今の物価高など家計への影響が高まっていることから、負担軽減を目的に補償を縮小する傾向もみられます。深刻な被害をもたらす災害の補償は慎重に検討しましょう。

(クルー 清水香)

※新築木造住宅3,000万円・新築マンション専有部分1,000万円(いずれも東京都世田谷区赤堤1丁目)、1年契約の「風災・ひょう災・雪災」部分の年間保険料